

報告第15号 専決処分の報告について
(庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて)

- 1 事故発生日時 令和8年4月2日(木)午後4時10分頃
- 2 事故発生場所 亀山市布気町地内
- 3 市側 運転者 亀山市職員
車種 ダイハツ ミライース
登録番号 鈴鹿580さ9665
損害の程度 右側面の損傷
- 4 相手方 氏名 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
損害の程度 フェンスの損傷
- 5 事故の状況等 令和8年4月2日午後4時10分頃、亀山市布気町地内において、相手方施設の駐車場に庁用車両を進入させたところ、当該施設のフェンスに接触させ、これを損傷させた。
- 6 市側損害額 140,250円
- 7 相手方損害額 85,800円
- 8 過失割合 市側 100% 相手方 0%
- 9 市賠償額 85,800円
(全国市有物件災害共済会から全額補填)